

# 第11回鏡石町議会 臨時会

第11回鏡石町議会臨時会は  
11月10日(水)招集され、3議案が可決されました。

鏡石町議会臨時会は11月10日(水)開会し、一般会計補正予算など議案3件を可決しました。

議案の詳細は、一般会計補正予算として、「境西団地内宅地不同沈下に関する損害賠償請求事件」にかかる訴訟費用、訴訟代理人委託料2,281千円、損害賠償請求事務賃金35,007千円を追加しました。その他、南町地区工場用地造営工事に伴う町道線の認定変更について、同工場用地の売買契約締結に伴う財産処分に係る議案の3件でした。

遠藤町長は議会冒頭で「今



▲臨時議会であいさつをする遠藤町長

回は3件の議案を提出しておりますが、特に、一般会計補正予算については、長年係争を続けていた事件に係る費用で、町としては、これ以上裁判を長引かせた場合、裁判費用の拡大等原告被告双方にメリットではなく、一日も早く町と住民との信頼関係を築くことが大切と考えております。」と挨拶しました。

■昭和61年に造成分譲の住宅団地この裁判は、町が、昭和61年に造成分譲した「境西団地」を購入し、建築した。家屋2棟が地盤沈下により、著しく傾いたとして平成19年3月に提訴を受けた

■町の主張認められず町は、一、二審を通じて、当時、遊休地となっていた土地を取得し、住宅地として造成分譲したに過ぎず、建物の不同沈下は、造成業者によるものと主張してきましたが、今回の判決では、建築業者にも、責任の一端があり、信義則上の問題として、町側の責任が大きいと判決となり、町が損害賠償することとなりました。

■信頼回復に努める町は、今回の判決を受け入れにあたり、①平成19年3月から3年7ヶ月の長期にわたる係争事案であり、傾いた家屋が現状のまま補修されていないこと。③地域裁判所郡山支部においては、原告被告双方からの主張と反論、そして、証拠品の提出などを行い、係争してきました。

■団地内住民への説明と調査を実施

今後の対策としては、団地内の各世帯に対して、経過説明と状況調査を実施するなどを検討しています。また、再発防止策の徹底として、町と住民の信頼回復を基本に、「安全・安心」の確保に向けて、万全な調査と対策に努めてまいります。

## 鏡石町総合相談室を設置

町では、11月1日から総合相談室の本格運用を開始しました。今月は、相談に応じてくれる相談員の皆さんを紹介したいと思います。

町では、10月から相談員として活動されていた真船義行さん(右)に話を聞きました。

相談日時  
月曜～金曜(祝祭日、年末年始は除く)

午前9時～午後4時まで

※事前予約は必要ありません

が、相談員が外出しているこ

ともありますので、ご了承ください。

相談場所  
役場総合相談室(庁舎1階東側奥)

●問い合わせ先  
町役場総務課 ☎ 62-2111

(総務課から相談室へ転送いたします。)

町では、10月から相談員として活動されていました。星悠紀雄さん(左)と齊藤博さん(中)、真船義行さん(右)の3名はベテランの相談員として委嘱しました。相談に応じる3名はベテランの中でも、広い知識と経験を備えた方々です。普段の生活の中でも、困ったことなどがありましたら、一人で悩まずにぜひお気軽にお越し下さい。

相談室は、町民の皆さんが、気軽に様々な相談をできる場所を確保するために新たに設置されたものです。相談に応じる3名はベテランの相談員として委嘱しました。

町では、11月1日から総合相談室の本格運用を開始しました。今月は、相談に応じてくれる相談員の皆さんを紹介したいと思います。



星悠紀雄さん

「就職状況が厳しい中、少しでも皆さんのお役にたてるよう頑張ります。以前は労働相談関係の職に就いていたのでその分野では特に皆さんのお役にたてるかと思います。ぜひお越しください。」

○担当曜日 隨時  
○専門分野 就職相談、労働問題、人権問題、その他行政相談一般



齊藤 博さん

「スピードで丁寧な窓口対応を心掛けて、相談に来られた方のお役にたてるよう頑張ります。また、元銀行員としての知識と経験を生かしたアドバイスも出来ますので、ぜひお越し下さい。」

○担当曜日 火曜～金曜  
○専門分野 経営相談、借金問題、相続関係、その他行政相談一般



真船 義行さん

「安心して住める町づくりに貢献したいです。これまで様々な相談を受けてきた経験を活かして皆さんのお役に立ちたいと思っています。相談室を、多くの方に利用してほしいので、些細なご相談でも結構ですので、ぜひお気軽にお越しください。」

○担当曜日 隨時  
○専門分野 行政相談一般

## 個人住民税の特別徴収強化月間実施中

知っていますか?

個人住民税の特別徴収強化月間実施中

●徴収率の皆さんは、自身の給与明細をもう一度チェックして、特別徴収されているか確認してみてください。

●原則としてパート等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。

●税額の計算は町で行いますので、所得税のように税額の計算や年末調整をする必要はありません。

●納稅に金融機関等へ行く手間が省けます。

●毎月の給与から引かれるので、普通徴収の年4回払いに比べて、一回当たりの負担が軽くなります。

## 事件に関する年表

平成6年3月
地25番地27 307.83坪先農園約
地25番地27 308.47坪先農園約
平成6年4月
木造スレート葺き2階建て 新築
平成5年6月
木・鉄筋コンクリート造瓦葺き地下1階2階建て 新築
平成12年春
器具の不具合、床鳴り、床の傾斜
平成14年3月後
基礎ジャッキアップ 施作
平成18年4月後
基礎ジャッキアップ 施作
平成19年3月
福島地方裁判所郡山支部に訴状提出
平成19年4月
第1回開廷(平成21年12月まで16回の公開開廷)
平成19年10月
町側で地盤調査実施
平成21年5月
原告・被告双方の被証詢問による証人尋問
平成21年12月
第1審 終審
平成22年1月
第1審の決定書
平成22年2月
控訴の提起(2/3) 仙台高等裁判所へ「控訴の提起」(2/4) 施工業者から有資物質業者との連絡(2/4) 強制執行停止決定(2/4)
平成22年3月
仙台高等裁判所にて控訴理由書提出 ・原告側、町側の部分の取り扱い ・被証人の選択棄却 ・被証人の負担
平成22年4月
原告側から仙台高等裁判所に原告整理訴訟出 【被証の取扱い】 ・原告へ3,720万円及び3,100万円の支払い ・被証業者の被証入の負担 ・強制執行 「被証業者の被証は、被証義務の発見ほか」 (4/15 郡山記者クラブで土建汚染の会見)
平成22年4月
町として、土建汚染に関して、原及ひ専門業者と討伐面接し、調査を始めた。
仙台高等裁判所にて第1回開廷(4/22) (20時10分29日の午後2時まで4回の座談)
平成22年5月
土地引渡し手渡しを受けたの土建業者(公判「いざれぬ地盤基準を下回る」)
平成22年5月
原告側から「附帯控訴取下書」提出
平成22年10月
第2回開廷(10月29日午後2時まで4回の座談)
平成23年11月
町議会臨時会において補正予算決議(11/10)



「私たちが皆さんの相談にお応えします。  
お気軽にお越し下さい。」



相談室はこちらです。

●問い合わせ先  
税務町民課 ☎ 62-2114